

会議録（2022年度 第6回愛知県事業評価監視委員会）

- 1 日 時 2023年1月23日（月） 午後1時30分～午後4時00分
- 2 場 所 愛知県自治センター 第603会議室
- 3 出席者
（委員） 阿部委員、小川委員、加藤委員、北野委員、木全委員、
小谷委員、平松委員、藤森委員
（県建設局） 建設局技監、道路建設課担当課長、建設企画課担当課長 他
（県都市・交通局） 都市整備課担当課長、港湾課担当課長 他
（県農林基盤局） 農地計画課長、農地整備課長、農林総務課農林技術管理室長 他
- 4 会議次第
 - （1）開会
 - （2）議事
 - ①第5回委員会 会議録の確認について
 - ②第5回委員会 修正評価調書の確認について
 - ③対象事業の審議について
 - 【事前評価】道路事業 1事業
 - 街路事業 1事業
 - 港湾事業 1事業
 - 農業農村整備事業 3事業（一括審議）
 - 【再評価】農業農村整備事業 1事業
 - ④2022年度愛知県事業評価監視委員会について
 - （3）閉会

1 第5回委員会 会議録の確認について

特に意見なし。

[結論] 会議録について了承する。

2 第5回委員会 修正評価調書の確認について

特に意見なし。(※事前に書類審査済み)

[結論] 修正評価調書について了承する。

3 対象事業の審議について

【事前評価】

(1) 道路事業

①道路事業：主要地方道 豊田一色線（南中根・米津工区）

道路建設課から説明。

[委員] 今回評価対象はバイパス整備計画の一部であると見受けられるが、B/Cの算出にあたり、どのように考えているか。

[県] B/Cの算出にあたっては、今回評価対象区間だけでなく、名豊道路から西尾市一色町までのバイパス計画の全体区間を対象としている。

[委員] バイパスの計画交通量 26,900 台/日について、バイパス整備前にどこを通過していた交通が転換したものであるか。

[県] 主に、(主) 豊田一色線の現道を通っていた交通が転換している。さらに周辺の幹線道路を通っていた交通の一部についても、本バイパスへ呼び込んでいる。

[委員] 計画交通量はB/Cの算定に関わる重要な値であり、その正当性を慎重に吟味する必要がある。特に今回のような広域的なネットワークを形成する新設道路の計画交通量については、整備前どこを通過していた交通が転換したのか具体的に数値で示していただくと理解しやすい。次回以降はそのような対応をお願いします。

[県] 承知した。

[委員] パイパス全体区間ではなく、今回評価対象の2.8km区間のみとした場合、どのような結果になるのか。

[県] 今回評価対象の2.8km区間のみについても、一定の計画交通量を見込んでおり、B/Cも1.0以上の結果が出ている。

[委員] 矢作川を渡る橋りょうがバイパス整備の効果を得るために重要な区間であると思われるが、事業化はいつ頃を見込んでいるか。

[県] 現在、河川管理者等関係機関との協議を進めており、重要性の高い道路として、順次計画的に事業を進めていく予定である。

[結論] 対応方針（案）を了承する。

(2) 街路事業

①街路事業：都市計画道路 豊田則定線

都市整備課から説明。

[委員] 当該路線の西側区間については整備済みとなっているが、B/Cは当該事業区間の整備のみを対象に算定されたものか。

[県] 当該事業区間870mの整備のみを対象としてB/Cの算定を行い、2.5となった。

[委員] 施工区間870mに対して全体事業費32.5億は高いように感じられるが、電線共同溝整備に費用がかかるためか。

[県] 電線共同溝の整備に約6.5億を要する。そのほか、市街地における事業であるため、用地補償費が通常の道路事業よりも大きくなっている。

[結論] 対応方針（案）について了承する。

(3) 港湾事業

①費用対効果の算出方法

港湾課から説明。

特に意見なし。

②港湾事業：三河港 田原地区

[委員] 事業効果として船舶の大型化による輸送コスト削減効果が挙げられている。表現方法の違いなのかもしれないが、水深が深くなることで大型船の入港が出来るようになり、物流の機会の増加が見込めるようになる効果が生じる ということではないのか。

[県] 便益の算定は、具体的に利用を予定している貨物について算定している。水深-5.5mの既存施設での輸送も可能ではあるが、水深-10mまで増深することで大型船による輸送が可能となり、1回で輸送出来る貨物量が増加することから、船舶の大型化によるコスト削減効果を便益として見込んでいる。

[委員] 震災時の代替港が敦賀港となっているが、愛知県内の港には緊急物資を取扱うことができる耐震強化岸壁はないのか。

[県] 南海トラフ地震を対象としており、静岡以西の港は被災対象と想定している。被災しないと想定される港の中で、田原地区から陸送距離が最も近い敦賀港を代替港として設定した。県内他港にも耐震強化岸壁はあるが、震災時には、各港の耐震強化岸壁で受け持つ緊急物資の分担エリアが決められている。

[結論] 対応方針（案）について了承する。

(4) 農業農村整備事業

①農業農村整備事業（たん水防除事業）：新鍋田地区、市木川地区、吉田方地区

[委員] 事業の概要のところに 1/20 年確率の降雨が記載されている。3日間連続降雨で、湛水深 30 cmで 24 時間以内と書いてあるが、これまで既設の排水機場で湛水被害は発生しているのか。

[県] 3機場については、現況では 24 時間 30 cmの湛水被害は発生していない。

[委員] 末広工区において、本事業の計画では湛水時間 24 時間を満たしているが、旧況をみると 13 年間で 24 時間が 45 時間に増えている。本事業の工期は 15 年間であるが、工事が完了するまでに、24 時間を満たさなくなってしまうのではないか。

[県] 工事が完了するまでには、地区内の開発が進むと思われるが、国の基準に基づき計画時の土地利用状況で計画する必要がある。

[委員] 吉田方地区について、災害防止効果の一般資産が大きくなっている。地区としてどのような特徴があるか。

[県] 吉田方地区は、受益内の農地に隣接して住宅が密集している。そのため、住宅や公共施設の農外効果が大きくなっている。

[委員] 末広第二排水機場の事業計画で、2023年と2024年に調査設計が行われ、その後、6年空いて工事となっているのはなぜか。6年空くと周りの状況等も変わるのではないか。

[県] 2023年と2024年の調査設計は、土木構造物のための設計であり、2機場まとめて設計する計画である。たん水防除事業における施設設計は、事業計画時の土地利用で決定するものとされている。

[委員] 吉田方地区の災害防止効果の家屋等の被害の防止は、事業の概要に記載されている「農業経営の安定と地域住民の暮らしの安全確保を図る」ためという中の「地域住民の安全確保を図る」に含まれるという認識でよいか。

[県] そのとおりである。

[委員] 経済効果以外の事業効果ということではないのか。

[県] 経済効果でも考慮している。

[委員] 農地は家屋より低い。農地は湛水していても、家屋は湛水していない場合もあるがどうか計算をしているか。

[県] 排水のシミュレーションは、実際の標高に基づき湛水の計算をしている。

[委員] 家屋の湛水時間を24時間以内とする計画ではないと考えてよいか。

[県] ご指摘のとおり、あくまでも農地の湛水時間が24時間以内となるように計画している。家屋被害はシミュレーション結果による湛水深と湛水時間によって、国の基準に基づき被害額を算定している。

[委員] この事業を実施するなら農業を続けてほしいと思う。効果を見ると吉田方地区の災害防止効果では農業関係資産より一般資産の方が大きい。農業

事業で一般資産の効果が大きいということに違和感があり、農業事業でここを強調するのも違うと思う。新鍋田地区は、過去に現地も見たことがあるが、家屋等が少なく農地が多いため1.3という効果となっていると考えられる。一般資産に関する効果がなかったら効果はどれくらいになるのか。農業のために行っているのならば農業に関する効果だけで費用がまかなえているのか確認も必要であるのではないか。

農業に関する効果の大きさによって、どの事業が優先されるかわかると思う。家が少ない方が、農地の利用が続き、都市化圧力が強いところでは、都市化が進んでいくと思う。全体として効果は出ているのでいいと思うが、確認は必要である。

[県] 今回の地区は、農業効果だけで1.0以上の効果はある。また、たん水防除事業では、50%以上が農用地であることが事業の採択要件となっている。農業効果だけで1.0以上が必要とすると混住化が著しい地域では整備ができなくなってしまったため、面積での線引きがされている。

[委員] 受益面積で線引きをしても、農業効果で1.0以上あるということは必要であると考えerがどうか。

[県] 農業関係の効果が高いところは、優先すべき地区だという判断基準にはなると思う。

[委員] 事業により異なるが、農業は産業として非常に弱く、利益や効果も低い、国策として、食料の安定供給という観点から、産業として維持していかなければならないという側面もあるので、B/Cだけで判断するのは危険だと思う。あまり、B/Cだけ強調するのは避けてもらいたい。

[委員] 農業効果が1.0以上必要とは思っていないし、今回の地区は1.0を上回っているので問題ないと思う。農業について見たときでも十分に効果が発揮されることを評価調書に記載できないか。

[県] 農業効果を考慮した表現としたい。

[結論] 評価調書(案)を修正することを条件に、対応方針(案)を了承する。

【再評価】

(1) 農業農村整備事業

① 農業農村整備事業(たん水防除事業)：前野地区

農地整備課から説明。

[委員] 前野排水機場において、排水能力を大きくできるのはなぜか。

[県] ポンプの排水能力は上がっているが、旧況と計画は同じ湛水時間である。湛水時間が 24 時間未満かつ旧況の湛水時間を上回らないように計画している。前野排水機場は、旧況の整備水準である湛水時間 18 時間未満としている。

[委員] 事前評価で審査のあった新鍋田は 24 時間で整備しているが、24 時間で水稲に被害が出ないなら、前野排水機場も 24 時間で整備すればよいのではないか。

[県] 旧況の整備水準まで回復させることも国の整備水準である。整備水準を低下させることはできない。

[委員] 長期化の理由で、工事規模の縮小というのは、施設規模を縮小したという意味か。

[県] 整備する施設の規模は変えていない。一度に行う工事の内容を減らすなど、施工計画の見直し。

[委員] 誤解を生む表現なので、変えたほうが良い。工事の進捗調整はいかがか。

[県] 評価調書を修正し、「工事規模の縮小」を「進捗の調整」に変更します。

[委員] 流域内の農地面積は半分程度あるが、受益面積は半分無いように見える。その差は何か。

[県] 受益面積とは計画雨量時に湛水する場所であり、流域内の農地すべてが湛水するわけではないので、差が生じている。

[結論] 評価調書（案）を修正することを条件に、対応方針（案）を了承する。

4 2022 年度愛知県事業評価監視委員会について

事務局から説明。

特に意見なし。

以上